

2023年10月吉日

緩和医療専門医 各位

特定非営利活動法人日本緩和医療学会  
理事長 木澤 義之  
専門医認定委員会 委員長 久永 貴之

### 新専門医制度「基幹施設」移行措置の実施について

日頃より本学会へのご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

日本緩和医療学会では2024年度から専門医制度の改定を予定しており、専門医の研修施設として「基幹施設」「連携施設」を新設いたします。

基幹施設・連携施設の詳細については、学会ホームページで公開しております専門医制度改定概要をご確認ください。

-----  
■専門医制度改定概要（2023年9月10日改定）

<https://www.jspm.ne.jp/specialistCertification/revision/index.html>

※現在公開中のスライドと施設名称が異なります。

研修認定施設→「基幹施設」、研修関連施設→「連携施設」

-----  
基幹施設の新設に伴い、認定研修施設から基幹施設への移行措置を実施いたします。移行措置の対象は下記の通りです。

<基幹施設移行措置の対象施設>

- ・認定研修施設として認定されている施設
- ・2024年4月1日より指導医が1名以上常勤することが予定されている

<注意事項>

**※本移行措置は2023年度のみ実施いたします。**

- ・本移行措置に限り、認定要件の施設基準を問いません。
- ・2024年2月が更新月にあたる認定研修施設は、認定研修施設の更新申請を行う必要があります。
- ・2024年2月に認定研修施設として新規申請予定の施設は、新規申請前に移行措置希望を申請することが可能ですが、審査の結果、認定研修施設に認定されない場合には移行措置希望は取り消されます。

・基幹施設の認定期間は元の認定研修施設の認定期間に準じます。(新たに5年間の認定を認めるものではありません。)

・基幹施設への移行は必須ではありません。移行を希望しない場合は認定研修施設として引き続き認定されますが、2024年度以降に更新を迎える場合には「基幹施設」、「連携施設」のいずれかへの更新申請が必要となります。

※認定研修施設は2025年3月末から2029年3月末までに順次終了いたします。

<移行措置の手順について>

1) 認定研修施設から基幹施設への移行を希望される場合は、基幹施設には必ず指導医が在籍している必要があります。当該の医師は、「第1回指導医講習会」を受講する必要がありますことから、「第1回指導医講習会」の申込時に、基幹施設への移行措置希望の申請を同時に行うことができるようにしております。

2023年11月20日(月)10時より「第1回指導医講習会」の申込受付を開始いたしますので、学会ホームページよりお申込みいただきますようお願い申し上げます。

2) 基幹施設への移行を希望し、指導医に認定された医師が常勤する施設には、2024年3月31日までに「基幹施設認定証」を発行いたします。